

第32回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年7月30日

大臣指示

- 本日の政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置の区域については、東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加し、その実施期間を東京都及び沖縄県は8月31日まで延長すること、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府は8月2日から8月31日までとすることが決定されました。

まん延防止等重点措置の区域については、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、その実施期間を8月2日から8月31日までとすること等が決定されました。

- これから人が密となる多客期のお盆時期を迎えることから、引き続き、感染防止等の徹底に取り組む必要があります。

こうした観点に立ち、私からは、国土交通省を挙げて感染拡大の防止に万全を期すよう、以下のとおり、改めて指示いたします。

- 具体的には、

・ まず、高速道路料金における休日割引の適用休止措置を引き続き実施するとともに、主要空港におけるサーモグラフィーによる検温の徹底、緊急事態措置区域等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規申込の受付停止を継続実施すること

・ 公共交通機関や観光地において、業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策の更なる徹底を要請するとともに、高速道路のS

A・P Aや空港、鉄道駅等における不要不急の外出・移動自粛の呼びかけを実施すること

また、感染拡大防止の観点から、公共交通機関等を利用して移動される方々に対し、小規模分散型の移動をしていただくこと、移動中にはマスクを着用し大声での会話は控えていただくこと、移動先では長時間・大人数の飲食は控えることなどを、事業者の協力を得て、主要な駅構内や空港ターミナルなどで呼びかけを行うこと

- ・ 遠隔地間の帰省・旅行等について、出発地又は到着地でのPCR検査等の勧奨等を促進するよう、航空会社・旅行会社に対し旅行者への周知・情報提供の協力を依頼すること。特に、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道、沖縄県内の空港及び福岡空港へ向かうことができる限り多くの利用者に対し無料のPCR検査等を活用していただくよう呼びかけを行うこと
- ・ 国土交通省としてもテレワークの活用等により出勤職員の7割削減を自ら徹底するとともに、所管事業者に対し、引き続き、テレワークの活用等について協力を強く要請すること
- ・ 所管の各業界の事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと
- ・ 昨年来、政府として種々の支援策を講じて、現在に至っているが、中でも雇用調整助成金については、先般、9月までこれまでと同水準の支援を行うと決定されたことを踏まえ、所管事

業者に周知徹底し、その積極的活用を促すこと

- ・ 「地域観光事業支援」のうち、県内旅行の割引事業に対する支援については、昨日時点で、40道府県から交付申請があり、34道府県に対し、交付決定を行っております。また、宿泊事業者による感染防止対策等への支援については、昨日時点で、47都道府県全てから交付申請があり、45都道府県に対し、交付決定を行いました。

こうした中、引き続き、観光関連事業者は極めて深刻な影響が続くことが予想されるため、これらの支援策について、都道府県や事業者にも周知し、着実な実施を促すこと

- ・ 検査・サーベイランスの強化として、関係省庁と連携し、下水サーベイランスを新型コロナの監視体制の強化にどのように活用していくか検討を推進すること

以上を指示いたします。

- また、ワクチンの職域接種については、国土交通省としても事業者と政府・自治体間の調整等、引き続きしっかりとサポートしてほしいと思います。

- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにし、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で励んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

- 私からは以上です。